保護者向け資料

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

深川市立深川小学校　令和７年（２０２５年）４月作成

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

１　いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？　考えてみましょう！！

同じクラスの児童と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ①　いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ②　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

２　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

深川小学校 いじめ防止基本方針 （概要） 全文は学校 HP を 御覧下さい。	日常からいじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し粘り強くたくましく生きていくことができる力を育む。
深川小学学校 生徒指導小委員会 の役割や活動	いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任により設置する。日常の中でいじめが判明した際やいじめアンケートの結果を受けての対応で、即時委員会を開催し、事実確認、対応策を協議し迅速に対応する。結果や進捗状況を交流し、今後の対応についても協議、実行する。
いじめ防止 年間指導計画	年間を通して児童への日常の観察、教職員間の連携・連絡を密に行い、いじめを未然に防ぐための対応を徹底する。 ①いやなことアンケート調査（年２回）や学校アンケート ②教育相談の充実（事前アンケートの実施） ③生徒指導小委員会の早期開催、いじめ事案への迅速な対応 ④各関係機関との連携（ＳＳＷ・警察など） ⑤豊かな心を育む教育活動 ・児童会の取組（子ども会議への参加、集会活動など）　・あいさつ運動 ・縦割り班活動（清掃・集会など）　・特別な教科道徳の充実

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和６年度の深川小学校のいじめ対策組織担当は、熊谷浩美です。

連絡先 0164-２３-４１９５（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電　話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電　話）	011-612-5030	祝日･年末年始を除く平日 9～12 時　13～17 時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
深川市教育委員会　（電　話）	0164-26-2332	平日 8:45～17:15
子どもと親の相談室　（電　話）	0164-23-5570	平日 8:45～15:30

子ども相談支援センターイメージキャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ